

ステイ、ノウハク。
あたらしい故郷を 冒険しよう



「農泊」に取り組みたい、交付金の支援を受けたい皆様へ

（「農泊」の取組と支援内容について）

令和5年4月

農林水産省

農村振興局

都市農村交流課

「農泊」とは

- 「農泊」とは、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」。
- 「農泊」の狙いは、宿泊・食事・体験など農山漁村ならではの地域資源を活用した様々な観光コンテンツを提供し、農山漁村への長時間の滞在と消費を促すことにより、地域が得られる利益を最大化し、農山漁村の活性化と所得向上を図るとともに、農山漁村への移住・定住も見据えた関係人口の創出の入り口とすること。
- 農林水産省ではこのように地域一体となった取り組みに対して地域協議会等へ支援をしています。

農泊における多様なコンテンツ

<地域の郷土食>



食

<ジビエ>



<農作業体験>



体験

<棚田百選の景観>



<アドベンチャーツーリズム>



<地域文化>



宿泊

<古民家宿>



<農家民宿>



<廃校活用施設>



地域協議会の枠組みにおいて地域一体となって実施

自治体・地域おこし協力隊・特定地域づくり事業協同組合
などによるサポート

立ち寄るのみだと...

滞在時間：短 → 「通過型観光」



利益は限定・局所的

宿泊・体験コンテンツが充実すると...

滞在時間：長 → 「滞在型観光」



地域の利益の最大化

- ・ 農泊を支える体制を構築する中で地域の雇用も
- ・ 多様な交流はリピーターを生み移住・定住のきっかけに

■農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち
農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）

【令和5年度予算額 9,070（9,752）百万円の内数】

○ 農泊の運営主体となる地域協議会等に対して、ソフト・ハード両面から一体的に支援を行う。

農泊推進体制

法人化された**中核法人**※を中心として、
多様な関係者がプレイヤーとして**地域協議会**に参画し、**地域が一丸となって取り組む。**

（構成員に農林水産業のいずれかに関わる者を含むこと）

※ 中核法人は、地域における宿泊、食事、体験等の中核を担うとともに、地域全体のマーケティングやマネジメント等の協議会構成員間の調整を行う。

地域協議会

宿泊業 飲食業 交通業

旅行業 **中核法人** 金融業

農林水産業 小売業（お土産等）



地域協議会の取組への支援

市町村・中核法人等の取組への支援

<ソフト対策>

農泊実施体制等の整備

農泊推進事業	農泊をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等に要する経費を支援 〔ワークショップの開催、地域協議会の設立・運営、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発 等〕	事業実施期間：上限2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも500万円/年
---------------	---	---

+

人材活用事業	新たな取組に必要なとなる人材の雇用等に要する経費を支援 ※農泊推進事業と併せて実施すること	事業実施期間：上限2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも250万円/年
---------------	--	---

完了後

農泊経営の高度化

農泊推進事業完了地区を対象に、集客力の向上や経営の安定等を図るための取組に要する経費を支援

農泊地域高度化促進事業	① インバウンド対応 〔Wi-Fi、キャッシュレス、多言語対応、トイレの洋式化、インバウンド向け食事メニュー開発 等〕 ② 高付加価値化対応（食・景観） ・地元食材を活用した食事メニュー開発 ・景観・歴史・伝統文化等を活用した体験プログラム開発 等 ③ ワーケーション対応 〔Wi-Fi、オフィス環境（机、椅子、アクリル板等）整備、企業等への情報発信 等〕 ※当該事業による支援は1回限り。 また、①とそれ以外（②、③）の同時実施は不可。	事業実施期間：上限2年間 交付率：①定額等 ②③1/2 上限：①200万円 ②③100万円、150万円 ※②③の助成額について 「食」「景観」「ワーケーション」のうち、一つのみ実施の場合 ⇒上限100万円（国費） 二つ以上実施の場合 ⇒上限150万円（国費）
--------------------	--	---

<ハード対策>

宿泊施設等の充実

※以下2つの実施形態のうちいずれか。

市町村・中核法人実施型	古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農林漁家レストラン等の整備に要する経費を支援	事業実施期間：上限2年間 交付率：1/2 上限：原則2,500万円（国費）
農家民泊経営者等実施型	農家民泊経営者等が現在営んでいる宿泊施設の改修に要する経費を支援 ※農家民泊から旅館業法の営業許可を取得した農家民宿に転換するための整備を行う場合、併せて転換促進費の活用が可能（1経営者あたり最大100万円）	事業実施期間：1年間 交付率：1/2 上限：1,000万円/経営者（国費） （1地域あたり5,000万円）

○ このほか、国内外へのプロモーション事業を通じた農泊地域の魅力発信を行い、農泊需要の喚起を推進

地域協議会とは

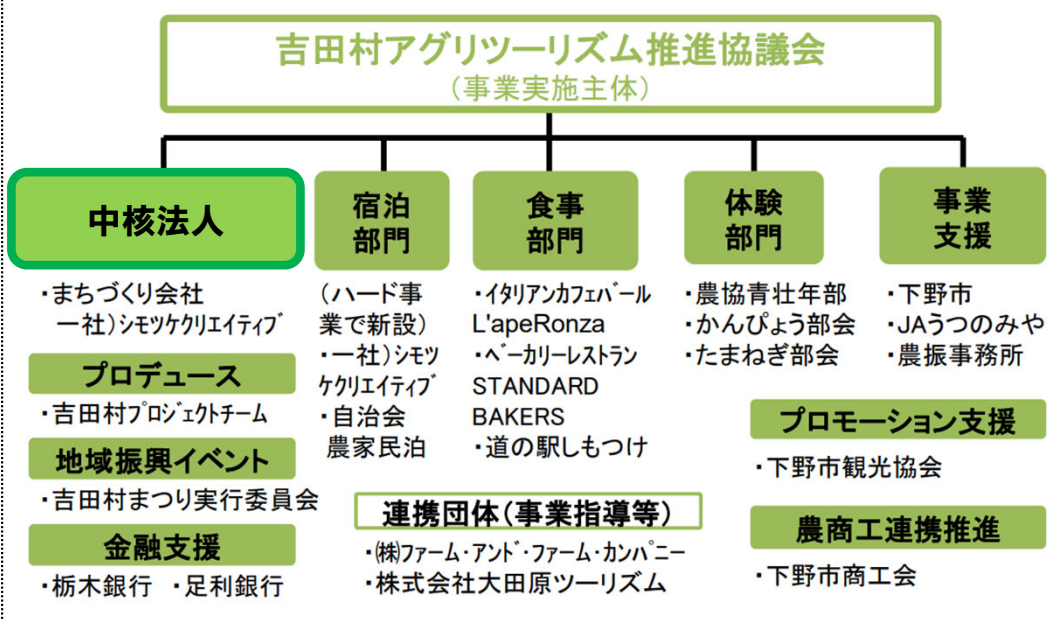
○「農泊」の取組の実践に当たっては、自治体や観光協会をはじめ、地域の様々な組織や団体が参画する地域協議会において、地域の意思統一を図りながら進めていくことが重要です。

地域協議会に主に期待される役割

中核法人に主に期待される役割

- 地域における農泊の取組の活動の基軸（対外的な活動単位）となること
 - 地域の多様な関係者における課題共有・意見調整・意思決定の場となること
 - 特に、地域としての農泊のビジョン・地域一体となって行う事柄について合意し、リーダーとフォロワーとの間でその内容を共有する場となること
 - 取組の実施状況のフォローアップを行うこと
- 責任の所在が明確化し、持続性に係る社会的信用を持つ法人としての立場において、
 - ・地域一体となったプロモーション、パッケージツアーの販売や宿泊・体験等の一括受付、誘客に係る調査分析・戦略作りなど、地域協議会単位で行うべき事柄の実務
 - ・自治体等の支援組織と適切に役割を分担しつつ、関係者の意見調整の実務を担うこと

<地域協議会の一例>



「農泊」が自立的ビジネスとして継続した運営が実践されている「めざすべき地域像」



農山漁村の所得向上 & 地域活性化の実現へ

出典：「農山漁村地域の所得向上・活性化のための農泊手引き」（株式会社百戦錬磨他）

全国各地で621の地域が交付金を活用し「農泊」に取り組んでいます

農泊地域数（R4年度末）：全国計 621地域

近畿 53地域			
滋賀県	6	兵庫県	8
京都府	13	奈良県	12
大阪府	5	和歌山県	9

北陸 62地域	
新潟県	24
富山県	11
石川県	16
福井県	11

北海道 48地域

東北 90地域			
青森県	12	岩手県	15
宮城県	26	秋田県	13
山形県	12	福島県	12

関東 125地域			
茨城県	7	栃木県	11
群馬県	11	埼玉県	6
千葉県	21	東京都	5
神奈川県	10	山梨県	14
長野県	20	静岡県	20

中国四国 93地域			
鳥取県	8	徳島県	5
島根県	15	香川県	12
岡山県	17	愛媛県	6
広島県	16	高知県	6
山口県	8		

九州 96地域			
福岡県	18	佐賀県	6
長崎県	10	熊本県	23
大分県	9	宮崎県	7
鹿児島県	23		

沖縄 12地域

東海 42地域	
岐阜県	17
愛知県	7
三重県	18

※農泊地域とは、農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域をいう。

農山漁村振興交付金（農泊推進型）でできること①

< ソフト対策 >

農山漁村振興交付金（農泊推進型）は農山漁村地域に宿泊し滞在中に食事、体験、交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行を支援するために農泊の運営主体となる地域協議会等へ支援します。

農泊推進事業

【事業実施期間】2年間

【補助対象経費】

【交付率】定額（1年目、2年目ともに上限500万円/年）

人件費（臨時に雇用される事務補助員等の賃金）、報償費（謝金）旅費、需用費（消耗品、車両燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、翻訳費、印刷製本費）、委託料（コンサルタント等の委託費）、使用料及び賃借料（会場、貨客兼用自動車、事務用機械器具等の借料等）、備品購入費（施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費）、報酬（技術員手当等）、共済費等（共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等）、補償費（借地料等）、資材等購入費（資材購入費、調査試験用資材費等）、機械賃料（作業機械、機材等賃料経費等）、研修手当（実践研修に要する経費の手当）

↓↓具体的な活用イメージ↓↓↓

農泊実施体制の構築



農泊地域内の合意形成及び体制構築



地域の理解醸成のためのセミナー開催



専門家による指導

農泊実施体制の構築とは・・・

コンテンツ開発

体験プログラムや食事メニュー開発など



農業/収穫体験



自然/カヌー体験



文化/着付け体験

環境整備



Wi-Fi整備



キャッシュレス導入



多言語対応

プロモーション



WEBサイト構築



PR動画作成



パンフレット作成

加えて、このような取組にあたって必要な人材の雇用

人材活用事業

新たな取組に必要な人材の雇用等に要する経費を支援

【事業実施期間】2年間

【交付率】定額（1年目、2年目ともに上限250万円/年）

2年間で合計1,500万円まで定額での支援が可能

農泊推進事業の完了までに、

- ・地域の農泊を運営する中核法人を中心とした地域協議会※の設立
- ・「宿泊」「食事」「体験」の提供により、農泊をビジネスとして実施できる体制の構築が必要。

※実施体制の構成員に農林水産業のいずれかに関わるものを含むこと

求められる農泊推進体制

地域協議会

中核法人

※中核法人は、地域における宿泊、食事、体験等の中核を担うとともに、地域全体のマーケティングやマネジメント等の協議会構成員間の調整を行う。

宿泊業

飲食業

交通業

旅行業

中核法人

金融業

農林水産業

小売業（お土産等）

市町村・中核法人



農林漁業体験

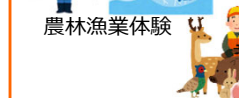


農家レストラン



古民家等を活用した宿泊施設

廃校を活用した宿泊施設



ジビエ



ホテル・旅館



スポーツ
アクティビティ

地域協議会との連携体



農家民泊

※民泊等の経営者が単独で事業を申請することは不可

農山漁村振興交付金（農泊推進型）でできること②

< ハード対策 >

施設整備事業（市町村・中核法人実施型）

【市町村・地域協議会の中核法人等が事業を実施する場合】（事業実施期間：上限2年間）



宿泊施設や交流施設を充実させて交流人口を増やしたい。使われていない施設や廃校も有効活用したい。



空き家や古民家を
宿泊施設として改修



古民家等の遊休施設を改修する場合



遊休施設を改修した宿泊施設

交付率：1/2

交付上限：5,000万円（国費）

建屋の新設及び遊休施設以外の施設を改修する場合



コテージ

一棟貸しの宿泊施設

交付率：1/2

交付上限：2,500万円（国費）

宿泊施設のほか、**農家レストラン**や**交流施設**として 新設・改修する場合も交付率及び交付上限は左記と同じです。



農家レストラン

廃校舎等市町村所有の遊休施設を宿泊施設として改修する場合



廃校を改修した宿泊施設

交付率：1/2

交付上限：1億円（国費）

実施要領に示す要件をすべて満たす必要※1があります。

市町村負担分は、企業版ふるさと納税が活用できます。また、一般補助施設整備等事業債の対象となるとともに、該当市町村は過疎債、辺地債の対象となります。

地域協議会を組織することが必要（事業実施主体が地域協議会以外の場合は事業完了時までに組織）

※1 実施要領に示す要件として、以下をすべて満たす必要があります。

- 対象施設について、現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途に供していない施設等遊休施設を有効活用するものであること
- 地域で取り組む農泊の推進に資する用途に供する改修であること
- 地域に所在する既存の施設との調和を図り、また当該施設と連携して地域で取り組む農泊を推進するよう一体的な事業実施計画であること
- 改修後の対象施設について、自然環境や地域の景観に配慮したものであること

- 改修後の対象施設について、文化、歴史等の地域の特性及び魅力を活かしたものであること
- 対象施設について、市町村が所有権を有し、かつ事業完了後も引き続き市町村が所有権を有すること
- 改修後の対象施設について、主たる用途が宿泊施設であり、かつその施設規模が事業の実施に当たり適正なものであること
- 対象施設から10km以内の地域において、観光客の受入れを主な目的とした事業実施計画に含まれない宿泊施設が存在しないこと

農山漁村振興交付金（農泊推進型）でできること③

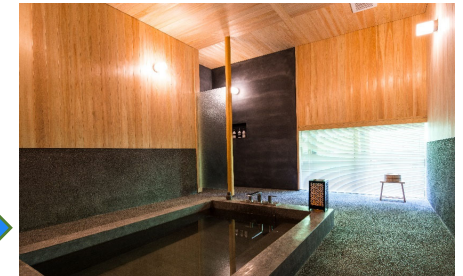
施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）

【農家民泊経営者等※¹が事業を実施する場合】（事業実施期間：1年間）

宮んでいる宿泊施設を
より快適な施設に改修し
て宿泊客を満足
させたい。



広くて落ち着ける寝室

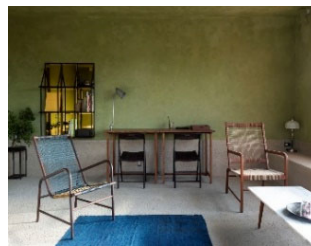


大人数でも利用可能で快適な浴室

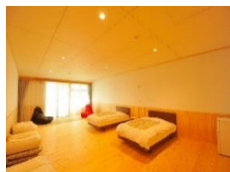
宿泊施設の質の向上のための整備 ※²



広くて明るい雰囲気のある執務スペースへの改良整備



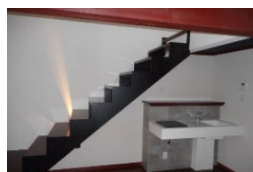
テラスを設置して開放的な空間を創出



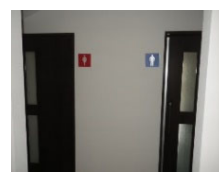
十分な広さと照明を備えた寝室



換気設備付きの快適な調理室



洗面台の増設



男女別のトイレ

※² 旅館業法に基づく営業許可取得のための整備 **注目!**

（自治体により設備基準が異なります）



定員に応じた規模、換気設備を有したトイレ



排水性を有した厨房

※さらに1経営者あたり**最大100万円**（定額）までの助成を受けることが可能

【農家民宿転換促進費】

交付率：1/2

交付上限

1経営者あたり
1,000万円（国費）

経営者が複数の場合は
1地域あたり
5,000万円（国費）

事業の実施にあたっては、「地域協議会の設立」、「地域協議会における中核法人の設立」、「宿泊、飲食、体験の提供体制」がすでに整っていることが必要

- ※¹（1）「農家民泊」とは、無償で居宅等に旅行者を宿泊させ、体験料を徴収して宿泊体験及び農林漁業体験を提供するもので、農家民泊を営む者を「農家民泊経営者」としています。
（2）「農家民泊経営者等」とは、農家民泊経営者、旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けて宿泊を提供する者、住宅宿泊業法に基づく届出を行って宿泊を提供する者、及び農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に基づく農林漁業体験民泊事業者の登録を行って必要な役務を提供する者としています。
- ※²（1）施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）は以下の分類となります。
① 旅館業法に基づく営業許可取得に最低限必要な整備 ② 宿泊施設の質の向上のために必要な整備
・ ①については旅館業法の営業許可の取得のために最低限必要となる設備の改修に必要な費用への助成であり、農家民泊経営者のみが支援対象となります。
・ ②については、個人旅行者の増加に結びつくような内装など、宿泊施設の質の向上に資する改修に要する費用への助成であり、農家民泊経営者等すべてが支援対象となります。

事業活用に当たってよくあるご質問

Q1 公募の結果はいつわかりますか？

通常、ソフト事業のみの提案の場合は締切の1か月後頃、ハード事業を含む提案の場合はその1～2か月後頃となっています。

Q2 交付金交付候補者に選定された後、いつから事業に着手できますか？

選定通知から1か月以内に地方農政局長等あてに事業実施計画書を提出し、事業実施計画承認後、更なる手続きを経て交付金交付決定通知以降となります。

Q3 候補者選定以降、交付決定まではどのような手続きが必要ですか？

交付決定までの手続きは以下のとおりです。

地方農政局長等あて事業実施計画書承認申請 ⇒ **計画承認通知**

地方農政局長等から事業実施主体あて割当内示（北海道以外）

地方農政局長等あて交付申請 ⇒ **交付決定通知**



Q4 交付金による支援はどの時点から対象となりますか？

支援の対象は交付決定後の取組とし、交付決定以前の取組は支援の対象とはなりません。

Q5 交付金の支援の対象とならない経費はありますか？

支援の対象とならない費用として、活動を維持するための運転資金、事業実施主体及びその構成する団体の経常的運営に要する経費（協議会構成員や通年雇用する事務補助職員の人件費等）等がありますので、事前に所管する地方農政局等に確認してください。

Q6 交付金はいつ支払われますか？また、概算での支払いは可能ですか？

交付金の支払は、事業終了後の精算払（後払い（実績精算）とする）が原則となりますので、事前に取り組に要する費用の全額を用意していただく必要があります。

また、事業終了前の支払い（概算払）については、条件が整った場合に行うことがあります。様々な制限が設けられています。

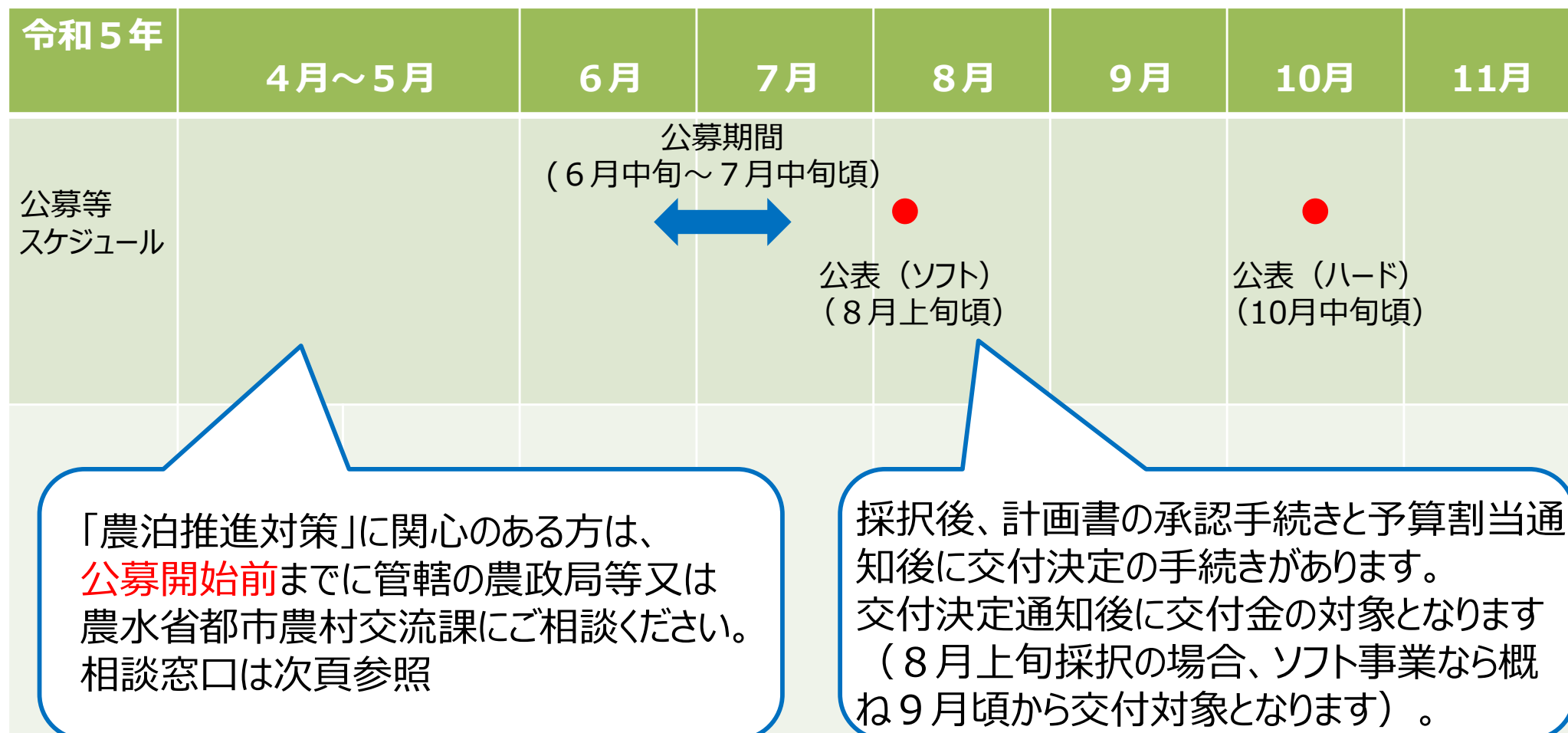
農泊の提案書を作成する前の自己チェック表

協議会等名：

事項	適正	不適正
事業の目的	① 農泊により地域の活性化（地域の所得向上、地域の雇用創出、地域の食の安定供給により、地域へ儲け）を推進したい。	① 個人や一部の団体が儲かっていればそれで良い。
	② 農泊を推進したい。	② 目的は何でもよいので自分たちが今やっている活動を維持するための補助金を貰いたい。
	③ 農泊をビジネスとして実施したい。	③ 儲けはいらない（趣味の延長程度。補助が終わったら活動も終わり。）
取組	④ 宿泊・食事・体験（交流・買い物含む）の3本柱を磨き上げたい。	④ 宿泊・食事・体験の中の一部を磨きたい。
	⑤ 滞在型観光（滞在時間が長い、泊りに繋がるコンテンツの磨き上げ）を推進したい。	⑤ 通過型観光（滞在時間が短い、日帰り）を推進したい。宿泊受入は大変なのでやる気はない。
	⑥ 宿泊・食事・体験において、 <u>泊まりまで繋がるキラーコンテンツ候補がある</u> 。（ <u>そこに行く・泊まる必然性</u> あり）	⑥ 育てたい観光コンテンツがない。
	⑦ 来訪者に喜ばれるコンテンツを売りたい。	⑦ 自分の売りたいものだけを売れば良い。
	⑧ 持続可能な価格設定を行う。	⑧ 料金設定が不適切。（お客様満足度を把握しない、満足してもらえる取組が分からない）不当に安価である。
地域との連携	⑨ 地域協議会や中核法人が設立済み。又は設立が確実。	⑨ 地域協議会や中核法人のなり手がおらず、設立するつもりもない。
	⑩ 関係団体や施設において複数人で役割分担を明確化し、中核法人が中心となり各関係者を束ねる。	⑩ 関係団体や施設において役割分担が不明確。（何もかもほぼ1人で行っている。各団体がバラバラ）
	⑪ 地域や役場と意思疎通できる。	⑪ 地域や役場と意思疎通する気はない。
	⑫ 地域や農林漁業者の顔が見え、地域が一丸となり、やる気がある。	⑫ 地域の顔が見えない。（見えるのは一部の人のみ）
事務局体制	⑬ 他の業務を抱えているが、農泊の事務を優先する。	⑬ 事務をする人がいない。（調査依頼しても締め切りを守らない、事業完了後も必要）

注意：提案書を作成する前に自己チェックを行ってください。国が応援・支援する農泊とはどのようなものか。ご理解いただけたと思います。

■ 農山漁村振興交付金（農泊推進型）の2次公募等スケジュール



「農山漁村振興交付金」紹介ページ（公募情報を含む）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

「農泊」の推進について 紹介ページ

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakuishin/nouhaku_top.html



事業メニュー・要件等詳しくは、お近くの農政局へご相談ください。

（ご相談は随時受け付けています。）

主たる事務所の所在地	問い合わせ先及び提案書等の提出先 (問合せ時間：10時00分～17時00分 ※平日のみ)
北海道	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL：03-3502-8111（内線5447）
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	農林水産省東北農政局農村振興部都市農村交流課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL：022-263-1111（内線4444,4065）
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 静岡県	農林水産省関東農政局農村振興部都市農村交流課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL：048-600-0600（内線3405、3414）
新潟県、富山県、石川県、 福井県	農林水産省北陸農政局農村振興部都市農村交流課 〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 TEL：076-263-2161（内線3482、3483）
岐阜県、愛知県、三重県	農林水産省東海農政局農村振興部都市農村交流課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL：052-201-7271（内線2521、2527）

主たる事務所の所在地	問い合わせ先及び提案書等の提出先 (問合せ時間：10時00分～17時00分 ※平日のみ)
滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	農林水産省近畿農政局農村振興部都市農村交流課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 TEL：075-451-9161（内線2592、2594）
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	農林水産省中国四国農政局農村振興部都市農村交流課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL：086-224-4511（内線2524,2526,2525）
福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	農林水産省九州農政局農村振興部都市農村交流課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL：096-211-9111（内線4627,4623,4624）
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課農村活性化 推進室 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL：098-866-0031(内線83336)

農泊の取組概要や農泊推進対策の詳細については、農林水産省のWebサイトや農泊ポータルサイトで公表しています。

農泊

Q 検索

農泊 nohaku.net
農泊ポータルサイト

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/170203.html>

<https://nohaku.net>